

所管部課	市民環境部 環境対策課		部長	田村 美砂	
件名	東大和市環境保全審議会条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市環境保全審議会運営規則			
	部課機関	企画財政部			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1)改正理由                      附属機関の委員の選出区分に市議会議員を含めることは、地方自治法の趣旨（議決機関と執行機関を分立していること）に照らして不相当であることから、選出区分の見直しを行うため、改正を行うものである。</p> <p>(2)主な改正内容                      条例第3条中、「委員は12名以内」を「委員は10名以内」に変更し、第4条中「(2)市議会議員 2名以内」の文言削除等を行うものである。</p> <p>(3)施行日                      令和5年5月1日</p> <p>(4)影響及び効果                      東大和市環境保全審議会における市議会議員枠を廃止することにより、本来の地方自治法の主旨に沿った審議会委員の構成とすることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）                      文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）                      特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                      庁議終了後、令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。